建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

LV1,2用

本工事は、労働安全衛生法第88 条第3 項(労働安全衛生規則第90 条第五号の二)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18 条の17 第1 項並びに都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第124条第1項の規定による作業実施の届出を行っております。

石綿障害予防規則第3 条第8 項及び大気汚染防止法第18 条の15 第5 項及び同法施行規則第16 条の4 第二号の規定により、解体等の作業及び 建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称:			
届出先及び	労働基準監督署	年 月 日	発注者等(大気汚染防止法による届出者)
届出年月日	都・道・府・県 市・区	年 月 日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
調査終	了 年 月 日	年 月 日	
看板	表 示 日	年 月 日	
解体等工事期	間 年月日 ~		住所
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業	1 11	年 月 日	
調査方法の概要(調査個所)			
			元請業者(特定工事の施工者かつ調査者)
			氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
			 住所
 調査結果の概要(部分と特定建築材料の種類)			I
			現場責任者氏名
			連絡場所 TEL
			を石綿作業主任者に選任しています。
			調査者(分析等の実施者)
			氏名又は名称
			【事前調査・試料採取を実施した者】
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法			
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法集	除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め	・その他	
			「八七十字位」と老】
<i>δ</i>			【分析を実施した者】
│ 排 気 能 力(㎡/min)			
気 歩 使 用 す るフィル タ の 種 類 及 び			
気 使用するフィルタの種類及び			その他必要な事項
使用する資材及びその種類			
その他の特定粉じんの排出又			
は飛散の抑制方法			